附　則

（施行期日）

1　この政令は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行の日（令和八年十月三十日）から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣の項中「船舶活用医療推進本部に置かれる事務局」を「国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部に置かれる事務局」に改める。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

3　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「人工知能戦略本部」の下に「、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部」を加える。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十六号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第十三号中「人工呼吸器」の下に「及び体外式膜型人工肺」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

その他告示

○金融庁告示第七十八号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十二条第一項の規定により、令和八年十月九日、プルデンシャル生命保険株式会社及びジブラルタ生命保険株式会社に対し、令和八年十月十三日から令和九年一月三十一日までの間、業務の一部の停止を命じたので、同法第二百七十四条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月二十八日

金融庁長官　伊藤　豊

業務の一部の停止の範囲

保険募集及び保険契約の締結（当局が契約者保護の観点から必要とされる業務として個別に認めたものを除く。）

○外務省告示第三百二十五号

令和八年十月二日に東京で、科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間の延長及び一部改正に関する議定書の署名が行われ、同議定書は、同日に効力を生じた。

令和八年十月二十八日

外務大臣　茂木　敏充

科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間の延長及び一部改正に関する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

千九百八十八年六月二十日にトロントで署名され、千九百九十三年六月十六日にワシントンで作成された議定書、千九百九十八年六月十六日にワシントンで作成された議定書、千九百九十九年三月十九日にワシントンで作成された議定書及び同年五月十九日にワシントンで作成された議定書により延長され、同年七月十六日にワシントンで作成された議定書により延長され、及び改正され、二千四年七月十九日にワシントンで作成された議定書により延長され、二千十四年四月二十三日に東京で作成された議定書により延長され、二千二十四年七月十五日にワシントンで作成された議定書により延長され、並びに二千二十六年一月十六日に東京で作成された議定書により延長された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）の有効期間が二千二十六年十月二十日に終了することを認識し、

協定第九条2の規定に従って行動して、

次のとおり協定した。

第一条

協定第五条1並びに第九条1及び2を次のように改める。

1　協定第五条1を次のように改める。

1　両締約国政府は、合同高級委員会を設置する。合同高級委員会は、両締約国政府の適当な高いレベルの代表者を共同議長とする。日本国政府側の議長は、外務大臣又はその選定する者とする。アメリカ合衆国政府側の議長は、科学技術政策局長又はその選定する者とする。

2　協定第九条1を次のように改める。

1　この協定は、署名により効力を生じ、終了する時まで効力を有する。いずれの締約国政府も、他方の締約国政府に対し、いつでもこの協定を終了させる意思を書面により通告することができるものとし、その場合には、この協定は、そのような通告が行われた日の後六箇月で終了する。

3　協定第九条2を次のように改める。

2　この協定は、両締約国政府間の相互の合意により改正することができる。

第二条

協定附属書Ⅳを次のように改める。

附属書Ⅳ　知的財産に対する権利

Ⅰ　一般的義務

両締約国政府は、この協定及び関係実施取極に基づいて創出され、又は提供される知的財産の適切かつ効果的な保護を確保する。当該知的財産に対する権利は、この附属書の定めるところにより配分する。

Ⅱ　適用範囲

A　この附属書の規定は、両締約国政府又はそれらの選定する者が別段の合意をする場合を除くほか、この協定に基づいて行われる全ての協力活動に適用される。

B　この協定の適用上、「知的財産」とは、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成された世界知的所有権機関を設立する条約第二条に掲げる対象事項をいい、両締約国政府が合意するその他の対象事項を含めることができる。

C　各締約国政府は、必要に応じ、自国の参加者との契約その他の法的手段を通じて、他方の締約国政府がこの附属書の規定に基づいて配分される知的財産に対する権利を取得することができることを確保する。この附属書の規定は、締約国政府とその参加者との間における当該締約国政府の国の法令及び慣行によって決定する配分を変更し、又は妨げるものではない。

D　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の下で生ずる知的財産に関する紛争は、関係する参加機関の間又は必要に応じ、両締約国政府間若しくはそれらの選定する者の間の討議を通じて解決されるものとする。紛争は、両締約国政府間の